

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第七十六号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他の手數料徵收規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十月六日

昭和二十五年十月六日 金曜日
第二千百四十九号 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五刊

同	五	看護人免狀再交付手數料	五十円
同	六	甲種看護婦業務從事証交付手數料	百円
同	七	甲種看護婦業務從事証書換手數料	三十円
同	八	甲種看護婦業務從事証再交付手數料	五十円
同	九	甲種看護人業務從事証交付手數料	百円
同	十	甲種看護人業務從事証書換手數料	三十円
同	十一	甲種看護人業務從事証再交付手數料	五十円
同	十二	看護婦業務從事証交付手數料	百円
同	十三	看護婦業務從事証書換手數料	三十円
同	十五	看護人業務從事証交付手數料	五十円
二十二の二	看護人試驗手數料	百五十円	
同	三	看護人免許手數料	百円
同	四	看護人免狀書換手數料	三十円

00359

同 十六 看護人業務從事証書換手數料 三十円
同 十七 看護人業務從事証再交付手數料 五十円
附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年八月三十一日から適用する。

◆鳥取縣規則第七十七号

縣有種雄畜貸付規則を次のように定める。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有種雄畜貸付規則

第一條 この規則で種雄畜とは豚、綿羊の雄をいう。

第二條 種豚及び種綿羊の改良増殖並びに血液の更新をはかるため、この規則により縣有種雄畜を郡畜産農業協同組合連合会又は鳥取縣綿羊農業協同組合（以下借受者といふ。）に対して貸付する。

前項の縣有種雄畜の貸付を受けた借受者は貸付種雄畜を種豚及び種綿羊の改良増殖並びに血液の更新をはか

るに適當と認める者に貸付しなければならない。
第三條 縣有種雄畜の貸付を受けようとするものは知事の指定する期日までに別紙第一号様式による申請書を最終借受者を決定して別紙第二号様式による借受証を知事に提出しなければならない。

第四條 縣有種雄畜の貸付を受けたときは借受者は速かに最終借受者を報告しなければならない。

第五條 縱有種雄畜の貸付期間は貸付の日より豚は満二箇年、綿羊は満三箇年とする。但し貸付後知事が必要と認めたときは貸付期間を変更することができる。

第六條 借受者は貸付種雄畜を農業共済保險に附さなければならぬ。
第七條 借受者は借受期間中毎年三月末日までのはん殖成績を別紙第三号様式により毎年四月十五日までに知事に報告しなければならない。

第八條 借受者は貸付種雄畜を借受けた日から豚は満二箇年、綿羊は満三箇年とする。

00360

箇年、綿羊は満三箇年経過した後時價に相當する金額の全額を知事の指定する期日に納入しなければならない。

前項の金額は借受者の評價價格を参考として知事が決定するものとする。

第一項の金額を完納した借受者に対し知事はその種雄畜を譲与する。

第九條 貸付種雄畜が失踪、盜難、へい死その他重大な事故を生じたときは、直ちに知事に届け出なければならない。

前項の場合借受者は、その種雄畜が事故発生時の價格に相当する金額の五割を、知事の指定した期日に賠償しなければならない。この金額については第八條と同様の要領により知事が決定するものとする。但し事故認めたときは、賠償金額を減免することができる。

第十條 貸付種雄畜の受領は、知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する費用及び飼養管理その他一

切の費用は借受者の負担とする。

第十一條 借受者は別紙第四号様式による台帳を備え、貸付種雄畜について該当欄に必要事項を記載しなければならない。

第十二條 借受者がこの規則に違背したときは知事は貸付種雄畜を返納させることができる。

この場合借受者はこれによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十四年七月鳥取縣規則第六十四号縣有種牡豚貸付規則は廢止する。

第一号様式

縣有種雄畜貸付申請書

一、種雄畜（豚、綿羊） 頭

右縣有種雄畜貸付規則により貸付を受けたいので次の事項を具し申請致します。

年 月 日

00361

鳥取縣知事 殿 記

借受者 團體長名印

一、種畜(豚、綿羊)改良計画

二、最終借受予定者住所氏名

第二号様式

縣有種雄畜(豚、綿羊)借受証

別記の縣有種雄畜(豚、綿羊)を借受致しましたので
昭和二十五年 月 日鳥取縣規則第七七号縣有種
雄畜貸付規則を守りこの借受証を提出します。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事

殿

借受者團體長名印

別記

貸付種雄畜名簿

耳標番号	保険金額
産地	繁殖はんの報
血統	一年
事故無の	二年
	三年

告 示

◇鳥取縣告示第五百二号

昭和二十五年七月鳥取縣告示第三百二十号(狂犬病予防のため野犬掃蕩実施の件)は九月二十二日限り廃止した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築土審議会規程を次のように定める。

◆鳥取縣告示第五百三号

昭和二十五年十月六日

鳥取縣建築土審議会規程

貸付先	貸付番号	名号
飼養場所	耳標番号	事故
配合 牝 畜		
種類	名号	所有者
貸付家畜類番号	住所氏名	種付年月
性	日	分娩年月
名号	日	産仔頭數計
生年月日	日	牝牡

第四号様式

借 受 台 帳

貸付家畜の種類	名号	借受期間
生年月日		
		價格
		加入年月

第一條 建築士法第二十八條の規定により鳥取縣建築士審議会(以下審議会といふ。)を設置する。

第二條 審議会は知事の行う処分に対する建築士法に規定する同意についての議決を行うとともに知事の諮詢に応じ、建築士の改善に関する重要な事項を調査審議することを目的とする。

第三條 審議会の事務所は鳥取縣土木部建築課内に置く。

第四條 審議会は委員八名をもつて組織する。

2、委員は次のものの中から知事が命じ又は委嘱する。

一、学識経験者

六名

二、関係各庁職員

二名

第五條 学識経験者である委員の任期は三年とする。但し補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2、前項の委員は再任されることができる。

第六條 審議会に会長を置く。会長は学識経験者である。

委員のうちから委員が互選する。

2、会長は会務を総理する。

3、会長に事故があるときは学識経験者である委員のうちから委員が互選する。

ちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。
第七條 審議會に幹事若干名を置く。幹事は審議會の議長がこれを委嘱する。

2、幹事は会長の指揮を受けて会務を処理する。

第八條 審議會に書記若干名を置き会長がこれを委嘱する。

書記は会長の命を受けて庶務に從事する。

第九條 審議會は委員の三分の一以上が出席しなければ會議を開くことができない。

2、審議會の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

第十條 この規程に定めるものを除く外審議會の運営に關し必要な事項は審議會が定める。

附 則

第十一條 この規程は公布の日から施行し昭和二十五年七月一日から適用する。

◆鳥取縣告示第五百四号

昭和二十五年度第二回毒物劇物營業事業管理人試験を次の通り施行する。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類、科目、日時及び場所

筆記試験

試験科目

毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物に関する性質及び貯藏その他取扱方法

日時 昭和二十五年十一月十日(金)

午後一時より午後三時まで

場所 鳥取中央保健所

実施試験
毒物及び劇物の識別及びその取扱

日時、場所は筆記試験施行後決定し筆記試験合格者へ通知する。

志願者は昭和二十二年十二月三十一日鳥取縣規則第六十号毒物劇物營業取締法施行細則を参照して昭和二十五

昭和二十五年度第二回医薬品販売業認定試験を次の通り施行する。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類科目、日時及び場所

學說試験

医薬品に関する法規

医薬品の性状貯藏方法及び取扱上の注意事項

日時 昭和二十五年十一月十日(金)

午前九時より午前十一時まで

場所 鳥取中央保健所

実施試験

医薬品の実物鑑定及び取扱方法

日時場所については學說試験合格者へ通知する。

志願者は昭和二十五年十一月五日までに受験願書に試験手数料三百円を添えて直接衛生部藥務課宛提出すること。

◆鳥取縣告示第五百七号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字葵町八五一

一 建築物の位置 右同

一 同 用途 住宅

一 同 構造 木造 亞鉛鐵板葺 平家建 一棟

一 同 規模 建築面積 二六、三〇平方米

一 同 突出する部分 同

一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

に無償にてこの建物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減もしくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建物を除却すること。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を増減もしくは変更することがある。

◇鳥取縣告示第五百八号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 氣高郡大正村大字古海八二二 宮脇歳男

一 建築物の位置 鳥取市大工町頭二五番地

一 同 用途 店舗併用住宅

一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一 同 規模 建築面積 五〇、五平方米

突出する部分 六、九同

◇鳥取縣告示第五百九号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 鳥取市栗谷町六六 宮本政保

一 建築物の位置 鳥取市本町一丁目七

00366

一 同 用途 店舗併用住宅
一 同 構造 木造 亞鉛鐵板葺 二階建 一棟
一 同 規模 建築面積 二三、三平方米

突出する部分一八、〇同

一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前項の事業の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減もしくは変更ことがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十二号

第十五回鳥取縣選舉管理委員會を次のように招集する。

昭和二十五年十月六日